五十三号)

中正誤

成 Ŧ 十 六 车 百 七 月 + 十 七日 号

増 刊 (1)

七条第一 第五条中

目 次

○福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関す 則 (第七号)

規

る法律施行細則の一 正 誤 部を改正する規則 砂

○薬事法施行細則の 部を改正する規則

(平成二十六年福岡県規則第

防 課

規 則

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

0

部を改正する規則を制定し、 平成二十七年二月二十七日 ここに公布する。

小 洋

福岡県知事

Ш

福岡県規則第七号

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

行細則の一部を改正する規則

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

平成十七年福岡県規則第四十号) 0) 部を次のように改正する。

第 一条中 第二十一 条第二項」 を 「第二十二条第二項及び第三十条第1 二項 に改める

第 一条中 「第九条第 項 を 第十条第 項 に 「第十六条第一 項 を 「第十七条

項」に改める

第四 条第 項中 第十六条第 項 を 第十 七条第一 項 に改 め 同 条第一 項

中

第

項 「第十六条第三項」 を 「第八条第 二項 を に、 「第十七条第三項」に改める 第九条第 一項 を 「第十条第一 項

に改める。

様式第一号を次のように改める。

6.5

セ

チメ

Ì

ル

第

様式第1号(第2条関係)

(表) 9 センチメートル

身分証明書

(写真貼付)

所 職 名 氏

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項、第22条第1項及び第30条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日まで

福岡県知事印

備考 写真は、縦2.5センチメートル、横2.5センチメートルとする。

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(抜粋)

- 第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
- 5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第 2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち 入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。
- 2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第30条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、 又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
- 2 第5条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用 する。